

反対討論

日本共産党神戸市会議員団

大かわら 鈴子

私は、日本共産党神戸市会議員団を代表して、議員提出第11号議案「緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案）」について、反対の立場から討論を行います。

今回の意見書（案）は、「新型コロナウイルス感染症」による「医療崩壊の危機」や、「東日本大震災の際に」「被災地方自治体の機能停止」が起こったことなどに乗じて、「緊急事態に対応できるよう関係法令の在り方」について、国民的議論の促進喚起を国に求めるものです。しかし、自然災害や感染症などは、従来の法体系で対処・対応してきたものであり、「緊急事態」という概念を持ち出し、法整備を行う必要は全くありません。

質疑でも明らかになったように、県議会の同趣旨の請願に対して須磨区選出の公明党県会議員は、「これまでの自然災害や感染症などによる緊急事態においては、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などで対処しており、長きにわたる新型コロナウイルス感染症の拡大時であっても、従来の法体系で対応してきた」と「不採択」を主張しています。

また、立憲民主党県議員も「緊急事態に際して現行法や法整備によって対応が可能」とし、「不採択」を主張しています。

県議会では緊急事態に対して、従来の法体系で対処・対応できるとしながら、神戸市議会では「関係法令の在り方」について議論を促進・喚起することを求めるなどと正反対の態度をとる公明党や立憲民主党は、公党として国民に対してあまりにも無責任だと言わざるを得ません。

「意見書（案）」が示す「緊急事態に対応できるよう関係法令の在り方」として、第1に懸念されるのは、本通常国会で閣議決定され、国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案との関係です。「地方自治法改正案」は、大規模災害や感染症流行などの緊急事態で、自治体による独自の住民支援や被災地の復旧に国が縛りをつけるもので、憲法が定める地方自治の原則に逆行するものです。

国の指示権を拡大することは、憲法で保障された団体自治を侵害し、地方自治に反するものであり、全国知事会は3月1日に出した声明でも、国の地方公共団体に対する指示権について「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれがある」と懸念が表明されています。

憲法で保障されている地方自治の本旨に抵触するおそれがある地方自治法改正を後押しするような意見書を地方議員が提案者となって提出するのは、地方自治の自殺行為と言わなければなりません。

第2に、より深刻に懸念されるのは憲法との関係です。自民党の改憲案は「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等における社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」において、内閣総理大臣は「緊急事態の宣言」を発することができ

ると規定をしています。緊急事態条項の創設は、東日本大震災を契機に改憲派から強調され、「大規模な自然災害」を口実に、国民の人権を停止し、独裁的に権力行使ができる仕組みを狙っているものです。

だからこそ、県議会の立憲民主党議員は、「緊急事態宣言が出されている間は、政府に大きな権限が付与され、緊急政令の制定や予算の緊急執行など、柔軟に対処できる体制が整えられると言われているが、政府への権限集中により、独裁化や人権侵害を引き起こすリスクなどを懸念する声もある」と主張し、県議会・公明党議員は、「憲法における緊急事態の対応は広範な私権制限に及ぶ可能性もある」と指摘し、この緊急事態論議が、憲法改正に道を開くものであることを懸念されたのではないのでしょうか。

事実、県議会・自民党は、「関係法令」などと婉曲的な言い回しではなく、はっきりと「憲法について、憲法改正の発議を行う国会で衆参の憲法審査会を安定的に開催し、早急に議論を進め、国民的議論を喚起する必要がある、憲法改正について冷静に真摯に議論を進めなければならない」と断言をしています。

全国では同様の意見書が相当数国に提出されています。期を一にして意見書提案をされながら、神戸市だけ「憲法の在り方」という文言を「関係法令の在り方」に変えたので、憲法とは関係ないなどと真の目的をごまかすことは市民を欺くものであり、あまりにも不誠実です。もし本当に憲法とは関係ないと言われるのであれば、その旨をはっきりと明記をするべきです。

さらに、委員会や先ほどの討論では、日本維新の会は「憲法の改正が関係法令に入っていない」と緊急事態論議を憲法改悪へと加速させる旨の発言をされており、これも看過することはできません。

また、「東京新聞」では、旧統一協会の政治部門とされる国際勝共連合の改憲案と自民党改憲草案が「緊急事態条項」や「家族条項」などで一致していると指摘しています。この一連の動きが反社会的団体である旧統一協会の意向とも合致するような意見書を提出するべきではありません。

日本国憲法はそもそも緊急事態条項を認めていません。前文、9条の平和原則から、戦争＝軍事的緊急事態による人権制約を想定していないと同時に、国民の人権が抑圧された戦前の教訓から、緊急事態条項を設けなかったのです。

私たち日本共産党は、緊急事態に乗じて憲法改悪に道を開こうとする本意見書案の提出には賛同できません。

以上、反対の理由を申し上げ、討論いたします。